

日本銀行金融研究所アーカイブの現況と課題

斧 瀧 裕 史

ただいまご紹介いただきました、日本銀行金融研究所アーカイブの斧瀧でございます。まず、初めに伊藤（正直）先生をはじめ関係者の皆様には、このように立派な資料室を開室されましたことを、敬意とともに心からお祝いを申し上げたいと思います。

また、本日は多数の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。このような立派な資料室の開室記念のシンポジウムで、報告の機会をいただきましたことを大変光栄に存じます。

本日は、日本銀行金融研究所アーカイブ（以下、アーカイブという）について、皆さんあまりご存じないと思いますので、私から、現在の私どもアーカイブの現況と課題について、実務面を中心にお話しさせていただきたいと思います。何かの参考にしていただければと思います。

1. アーカイブの現況

（1）概要・沿革

本日の私の話は、事前にお配りしたレジュメ（23頁参照）に沿って、前半で現況について、後半は課題ということで進めさせていただきます。まず、資料1をご覧ください¹。私どものアーカイブでは、先程、国立公文書館の高山館長が配られたようなパンフレットがありませんので、これに近いようなものとして、私どもで今年の春に同じ金融研究所の中

にある貨幣博物館というところで展示会を開催した際に作製したパネルを印刷したものを、皆様のお手元に配らせていただきました。これを中心に日本銀行金融研究所アーカイブの概要と沿革をご説明させていただきます。

資料1-①のパネルをご覧ください。日本銀行は、1882（明治15）年に開業しています。日本銀行に関する歴史的な資料の公開は、創立100周年事業の一環として、アーカイブが発足する前の1982（昭和57）年から行っています。

その後、日本銀行に関する歴史的な資料の収集、保存、公開を組織的、制度的にしっかりやろうということで、1999（平成11）年9月に金融研究所の中にアーカイブを発足させました。

こうして発足したアーカイブが、大きな転機を迎えたのは2002（平成14）年10月で、この時に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法令の規定に基づく総務大臣からの指定を受けて現在に至っています。

総務大臣の指定を受けた施設となってからの大きな違いは、指定を受けるまでは、資料の公開は行っていましたが、当時は、主に研究者の方を対象に資料をご覧いただいております。また、当時は、閲覧対象資料の数は約3,700冊でしたが、現在では、公開目録に掲載している閲覧対象資料数は約70,000冊にまで増えています。

閲覧対象の資料数がかなり増えましたし、先程、言いましたように指定を受ける前の関

¹ 以下、本文中で言及の資料については24～25頁を参照のこと。

覧は、主として研究者という一部の方が対象だったのが、指定を受けてからは、広く一般の方に公開するという形になっており、ここは大きな転機であったと思います。



(2) 業務

次に、資料1-②の業務に関するパネルをご覧ください。業務は大きく収集、保存、公開の三つに分けられます。まず、資料の収集ですが、日本銀行の事務を遂行する各現場、それぞれの部署で作った文書というのは、保管期間が、1年、3年、5年、10年、そして30年というふうに決まっています。そして保管期間が満了した資料、日本銀行では保管期間10年以上のものは全て移管対象となっており、各作成部署からアーカイブに移管され、その中からアーカイブが資料を選別し、収集することが基本になっております。

次に保存ですが、私どもでは書庫内の環境管理として、書庫の中にデータロガーを置いて、温湿度を測っているほか、月に2回の頻度で書庫内の清掃を実施しています。それから空気的环境調査も定期的に行っております。

劣化が著しい紙資料については、マイクロフィルムへの媒体変換を行って長期保存のための措置をとっています。また、全部が対象ではありませんが、可能な範囲では、原本保護のための補修作業も行っております。

それから業務の三番目の公開ですが、アーカイブが所蔵する資料の目録を作成して、そ

の目録を閲覧スペースに備え付けているほか、ホームページでも公開しており、現在は約70,000冊の資料の目録を公開しております。

資料の閲覧に関しては、閲覧スペースにはイスを四つ置いてありますが、閲覧者の方が資料を広げたりされることを考えて、同時に閲覧される場合は、通常は二人までとするようにしてご利用いただいております。インターネットによる情報提供に関しては、現在はまだ資料のほんの一部でしかありませんが、所蔵している資料をデジタル画像にしてホームページ上で公開しており、今後は順次拡大していきたいと考えております。

(3) 所蔵資料

資料1-③の歴史的資料のパネルをご覧ください。これに沿って、日本銀行アーカイブが所蔵する歴史的資料の中にどんなものがあるのか、その一部をご紹介します。私どものアーカイブでは日本銀行が創立されました1882(明治15)年からの様々な業務を通じて作成した文書、それから帳簿、写真、図面、こういったものを所蔵しております。

まず、文書ですが、お手元の資料に載せているのは、左側が明治15年開業当時の定款です。真ん中にあるのは、英貨証券の見本です。これは日露戦争の戦費を調達した時に発行されたもので、当時副総裁であった高橋是清が欧米に行って大変な苦勞を伴いながら戦費を調達したと言われているものです。次に載せてあるのは、明治15年開業当時の事務を記録する古い資料です。

それから資料1-③の2の帳簿をご覧ください。お手元の資料に載せているのは、これは私どもアーカイブが所蔵している中では一番古い帳簿です。ただ、これは、本店の帳簿ではな

く大阪支店の帳簿です。大変残念なことに、本店では関東大震災の時に書庫が焼けてしまい、多くの資料を焼失しています。このため、現在所蔵している帳簿の中では、大阪支店の帳簿が一番古いという状況になっています。

また、最近では、移管される帳簿は、COMフィッシュ（Computer Output Microfilm の略）というシートタイプのマイクロフィルムの形で移管されてくるものが多くなっています。

次に、資料 1-③の 3 の写真をご覧ください。左上に載せている写真は、日本橋にある日本銀行本店の建物を建て始めて半年ぐらい経た明治 24 年 5 月に撮影されたものです。日本橋といえども、当時はまだ周囲に大きな建物はほとんどありませんでした。その下の写真は、明治 29 年に完成した時の落成式の写真です。右側の写真は、明治中頃の日本銀行内部の執務風景です。当時は、日本銀行が銀行券を発行する際には、一枚一枚その番号を帳簿に記載するという仕組みでしたので、写真にあるようにたくさんの行員が、実際に集まって記入していたという当時の職場の様子がこれで分かります。

明治の中頃に女性の職員がこれだけたくさん集まって事務を行っている職場というのは、当時としては珍しいのではないかと思います。それから資料 1-③の 4 の図面ですが、私ども日本銀行の建物は、本店、支店を含めて著名な建築家の方が建築に関わっており、ジョサイア・コンドル、辰野金吾、長野宇平治といった方々の書かれた図面も、貴重な歴史的資料として所蔵しています。

2. アーカイブの課題

（1）収集に関する課題

続きまして、後半の課題についてお話しさ

せていただきます。私は前半の業務に関して、収集、保存、公開という三つに分けてお話ししましたが、課題についてもこれに沿うような形で、まず、収集に関する課題からお話をさせていただきたいと思います。

記録管理に関しては、ライフサイクルという用語がよく使われていますが、日本銀行の事務の流れで言えば、まず、文書を作成する部署があり、それぞれの文書作成部署が業務を遂行する中で文書が作られて利用され、資料の保管期間が満了するとアーカイブに移管され、アーカイブの選別によって、保管するものと廃棄するものとに分けられるという事務の流れになります。

私どもの資料収集に関しては、特徴が二つあります。一つは、保管期間 10 年以上のものは、全てアーカイブに移管するという仕組みになっていることです。この点は、先程、高山館長が国の仕組みについてご説明をされましたけれども、日本銀行は独立行政法人等ということで、私ども独自の仕組みになっております。また、二つ目の特徴は、移管されたものを保存するか廃棄するかの選別は、我々アーカイブが行うという仕組みになっていることです。この二つの特徴、仕組みに関しては、日本全体としては欧米諸国に比べてアーカイブが遅れているという中であっては、少しは先進的な取り組みになっていると思っております。ただ、それでも移管対象になっていない保管期間 10 年未満の資料の取り扱いに関しては、課題として考えています。そこで、私どもアーカイブでは、保管期間 10 年未満の資料についても歴史的に価値のあるようなものがあれば、今の規則では義務づけられてはいないけれども、なるべくアーカイブに移管してほしいということで作成部署に働き

かけております。これが一番目の収集に関する課題です。

(2) 保存に関する課題

① 劣化が著しい資料の保存対策

次に二番目の保存に関して、二つの課題についてお話しします。一つは劣化が著しい資料の保存対策、二つ目は、これは多分皆さんとも共通の課題だと思いますが、電子媒体記録の長期保存対策ということです。

まずは一つ目の劣化が著しい資料の保存対策ですが、先程、業務における保存のところでマイクロフィルムへの媒体変換のお話をさせていただきましたように、私どもアーカイブでは、酸性化が進んだ紙資料をたくさん持っています。特に第二次世界大戦前後の紙資料の劣化が著しい状況にあり、把握しているところでは約 1,500 冊あります。

そのような劣化が著しい資料については、平成 18 年度からの 5 か年計画で、順次、マイクロフィルムへの媒体変換を進めてきており、先程、言いました約 1,500 冊については、今年度中に完了する見通しです。劣化の程度がそこまではいかないものについても今後はマイクロフィルム化を検討したいと考えています。その他、媒体変換だけではなく、酸性化の進行を抑えるために、中性紙の箱を作成して収納するという作業も順次進めてきました。

中性紙の箱には、一冊ごとに収納する小さい箱のタイプのもの、比較的状態の良いものをまとめて収納する少し大きなボックスタイプの箱があり、現在は約 8,000 箱あります。

紙の資料の保存対策として、これから取り組んでいくこととしては、コピー機がなかった頃の複製方法であったコンニャク版や青焼きの資料に関する事で、これらの資料の文

字がだんだん薄くなってきていることへの対策があります。

また、明治から大正期頃の資料約 3,400 冊のうちの 2 割位の資料では、その中の一部の個所で文字が抜け落ちてしまうインク焼けという現象が起きています。

さらに、ある支店の資料の一部は、過去に水害に遭っており、約 100 冊程度に文字が滲んだりする水損による劣化がみられます。

これらについては、今後、劣化状況を確認しながら優先順位を付けて、デジタル化による媒体変換を進めていく方向で考えています。デジタル化はこの後にお話しさせていただくように、長期保存の面では課題もありますが、一方では、例えばコンニャク版や青焼きであれば撮影した後に、薄い文字の部分をちょっと濃くするというようなことも技術的に可能ですから、そういうメリットを生かしながら媒体変換を行っていきたいと考えています。

② 電子媒体記録の長期保存対策

次に、なかなか難しい課題である電子媒体記録の長期保存対策に移らせていただきます。電子媒体記録は、利用に関しては便利な反面、容易にコピーや書き換えができるだけに、その原本性、真正性を確保することに関して難しい面があります。また、長期保存に関して言えば、そもそも電子媒体自体の寿命の問題があります。例えば、DVD とか CD-R とかが現在よく使われています。これらの寿命について言えば、業界の方や専門の方からするともっと寿命の長いものもあると言われるかもしれませんが、私は、DVD とか CD-R の寿命は、一般的なレベルで言えばせいぜい 10 年ぐらいだろうと思っています。

電子媒体記録の長期保存が難しいのは、そ

もそも媒体自体の寿命に制約があるほかに、それを読み取るためのソフトやハードについても制約があるからです。技術革新によって、媒体自体だけでなく、読み取りのためのソフトやハードも今後もどんどん更新されて変わっていくわけです。技術の進歩に伴ってどんどん変わっていくというのは、現在、利用するにはより便利になるという一面はありますが、長期保存という観点で何十年も先の利用を考えるとなかなか悩ましいことです。この点では、現在、文書を作成して利用している作成部署の人たちの感覚と、長期保存を重視する私どもアーカイブの者とは、感覚がちよっと違うなと思うところがあります。

文書を作成して利用する部署での感覚としては、さきほど電子媒体の寿命について、例えば、DVDで10年ぐらいと申し上げましたが、作成部署としては10年も使えるのであれば、業務上はまあ良いのだろうと思います。

ただ、一方で我々アーカイブはどうかと言うと、もっと長期の利用を考える必要があります。アーカイブでは、この後の公開のところで、世界的なルールである30年原則について触れさせていただこうと思っていますが、少なくとも30年とか、50年、できれば100年先とかを視野に入れて考えています。

そういう保管期間に対する感覚の違いがある中で、長期保存を図るためには、文書を作成する段階からどうやって保存するのかという記録方式のルール化を行う必要があると考えています。この電子媒体記録の長期保存に関しては、世界的な共通の課題だと認識しております。この問題に関しては、確かに欧米等の一部では、既に新しい取り組みが始まっていますし、日本でも国レベルに於いては、欧米等の動向を踏まえながら、電子媒体記録

の保存や利用について、新しい取り組みが始まっているように伺っています。ただ、私がかれまでに認識している範囲では、残念ながら、世界的な標準というものはまだ確立していないと考えています。

私自身は、もちろん、そういう一部の先進的な取り組みというものを否定する気は毛頭ありません。ただ、この問題に日本銀行のアーカイブとして、現時点でどのように取り組むかということに関して言えば、アーカイブの組織の規模や役割の違い、かなりコストがかかるということもありますので、新たな取り組みは、安心して乗っていける世界標準というものがある程度ははっきり見えてきてからでも、いいのかなというふうに考えているところです。

この課題に対する現時点での対応方法としては、ここでは、三つ挙げています。一番目は、紙媒体とかマイクロフィルム化ということで、従来からある十分に実績があるやり方です。それから二番目は、マイグレーションということで、定期的にどんどんコピーし直していくことによって、アクセスを保証しようとする方法です。

それから、三番目は標準化による方法ということで、例えば、PDF/Aのフォーマットに統一化するというように、保存する情報を標準化して、恒久的に将来のアクセスを保証しようとする方法です。先程、言いました欧米等の一部で始まっている新たな取り組みには、この三番目の方法によって、保存する情報の標準化を進める方向での動きがあるわけですが、その取り組み方法は区々であり、世界的な標準はまだ確立していないと考えています。また、二番目のマイグレーションに関して言えば、先程DVDは10年ぐらいが寿命ですと

いうふうに申し上げました。ということは、情報を DVD で長期保存する場合には、10 年以内ごとに、必ず次の媒体に置き換えていかなければいけないということです。

先程、言いましたアーカイブでの公開に関する 30 年原則という期間で言えば、その間だけでもマイグレーションを 2 回しなければいけない。それ以上の期間であればそれだけ回数が増える。持っている全ての情報をこのやり方で長期に亘って保存することは、そのたびに大変な手間とコストがかかります。しかも、その長い期間中に本当に読み取るためのソフトやハードも更新されて、ちゃんと 30 年後に読み取れるのかどうか、これについては、私は、現時点では確信がありません。

ということで、私は、今のところは、電子媒体記録の長期保存に関しては、安心して乗れる世界標準が確立するまでは、新しいやり方ではなく、従来からのやり方で実績がある紙とかマイクロフィルムを中心に保存することで良いのではないかと考えています。前半の業務のところ、収集に関しては日本の中にあっては少しは先進的に取り組んでいますと申し上げましたが、電子媒体記録の長期保存に関しては、やや慎重に取り組んでいます。

(3) 公開に関する課題

それから、今日は課題としてもう一つ、これは本日お集まりの皆さんにはあまり共通の悩みとしては認識されてはいないかもしれませんが、私から公開に関する課題についてお話しさせていただきます。

歴史的資料の公開に関しては、欧米等では、30 年原則というものがあります。これは ICA (International Council on Archives) という、日本語で言えば、国際公文書館会議というところ

で、1968 年に宣言されたもので、重要な機密に関わる特殊な文書については例外的に 80 年とするけれども、原則としては、30 年を目途として、公開しようという決議が行われています。この 30 年原則は欧米諸国を中心に、文書作成後、一定期間を経過した文書については、国防とか原子力等の重要機密にかかわるものを除いては原則公開するという、「時の経過による公開」の考え方として一般化しています。ただ、ここでちょっと補足させていただきますと、30 年原則という言葉を聞くと、割と誤解をされてしまうのは、だったら、30 年経ったら全部公開になるのかというイメージを持たれるようです。先程 ICA の宣言について、特殊な文書については例外的に 80 年とすると申し上げましたように、30 年原則の下でも、30 年経過時点では非公開となる情報もあるわけです。

例えば、個人に関する重要な情報であるとか、法人の利益にかかわる情報、あるいは国の安全等にかかわるような重要な情報については、全てを 30 年で公開しなくてもよくて、中には 50 年非公開の情報もあれば、80 年非公開の情報があってもよいと考えられます。そこは誤解の無いようにしていただきたいと思えます。

それともう一つは、「時の経過による公開」については、私はこういう考え方が日本国内でももっと一般化すればよいのではないかと考えていますが、ルール化されたとしても、すぐに公開事務に関する問題が解決するわけではなく、やはり審査という事務の負担は残るものと考えています。ただ、それが国のルールとして一般化されれば、審査の際の判断は今より効率的に行えるようになるだろうと考えております。

そういう公開に関する審査の判断がもっと効率的にできるようになれば、それはもちろん、私どもの事務負担という面でメリットがあると考えられますが、審査の時間が短くなることは、なんといっても利用者の皆さんの利益、より大きく言えば、国民全体の利益につながると思います。

日本では、先程、高山館長からご説明があったように、これまでなかった公文書管理法が昨年漸く成立して、来年4月からの施行に向けて準備を進めています。公文書の管理については、今までよりは大きく前進してきている途中にありますが、残念ながら現時点では、「時の経過による公開」という考え方は、一般化はしていないと思っています。

今回成立した公文書管理法では、第16条の中に「時の経過を考慮する」との文言が入っています。従って、時の経過を考慮することにはなりますが、少なくとも現時点では、国レベルとしての具体的な公開の基準というものは、残念ながらまだ示されていません。国レベルとしての具体的な公開基準が示されないままですと、この悩ましい判断の基準をそれぞれの機関で独自に考えなければならないということになります。先程、高山館長からは、日本のアーカイブの現状は、海外に比べてかなり遅れているという内容のお話がありましたけれども、私は、この点に関しても早く欧米諸国のレベルに追いついてもらいたいと考えております。

本日は、日本銀行アーカイブの資料紹介と共に公開事務に関する具体的な事例として、お手元の資料2に広島支店からの被爆報告の資料をお配りしましたのでご覧下さい。今日この資料をご紹介しますのは、今日が7月末で、来週の8月6日は、皆さんご存じの通り

広島に原爆が投下された日にあたり、その日に近いということも考えました。



資料をご覧くださいと、住友、三和、安田、三菱などの金融機関の名前があります。その下に「金庫ハ・・・」とあって、金庫は無事の見込みとか、金庫は焼失したとかが書いてあります。さらにその下には死傷者の人数などが書かれています。

そして、この資料の左側のページの「五. 金融非常措置」というところには、8月7日に市中銀行の代表者を招集したことが書かれています。当時は、広島市内のほとんどの金融機関の建物は火災に遭って使えない状態でした。日本銀行の建物は頑丈に造られていたので、建物は残っていましたが、それでも広島支店全体で80名ぐらいの職員がいる中で、死者が37名、負傷者が十数名という大きな被害を受けていました。そういう状況の中で、原爆が投下された翌日の7日には、各金融機関の代表者を集めて、翌8日から建物が残っていた日本銀行広島支店を共同店舗として業務を再開する相談を行っているのです。そして、後ろから2行目にありますように、実際に8月8日に日本銀行と各金融機関とが一斉に業務を再開したという報告です。

この資料は、広島支店の開設100周年記念の時に地元で公開しようということになり、私どもアーカイブでは公開に向けての準備を

進めました。公開に当たって悩ましかったのは、個別の金融機関ごとに、当時としては内部の人にしか分からない金庫の情報や、死傷者のことが書かれてあり、これを私どもだけの判断で公開しても問題はないかということです。

因みに言いますと、金庫の情報というのは、各金融機関にとってはとても重要な情報で、当時は機密情報です。そういう機密情報は、当時の大蔵省だとか、日本銀行だからこそ提供されたもので、当時、提供を受けた側には守秘義務があったと考えられます。それを原爆投下から60年ほど経ったとはいえ、私どもから一方的に公開してよいものかどうかという点で判断に迷いました。結局、この時には、そこに書かれている全ての金融機関またはその継承先に対して照会を行い、公開することの了解をいただいた上で、公開を行うことにしました。

結局、全ての先から快く了解はいただいたわけですが、先程、言いましたように公開に関しての国としての具体的な基準が無いことから、私どもでは問題はないだろうと思いつつ、念のため全ての機関に問い合わせたわけです。ただ、実際には、照会を受けた方でも、60年も前のことなので、たぶん問題はないだろうとは思っても、何を基準に判断すればよいのか、自分の判断で公開してもよいと言えるものなのか、困られたようです。

私は、そういう経験も踏まえ、「時の経過による公開」に関して、国レベルでの具体的な基準が決まれば、国民共通のルールとして、歴史的資料の公開が今までよりもスムーズに進められるようになるのではないかと考えております。

日本銀行では、このような公開してよいかどうかという判断については、アーカイブだけではなく、文書作成部署とも協議を経て決定するというようになっており、個人や法人の権利を侵害することがないか、法的リスクを回避するという観点から慎重な審査をしております。そのため、先程の広島事例のように、内容によっては事前に先方に照会して、その了解を得た上で公開を行うという慎重なこともやってきております。ただ、このように慎重に事務を行うことは、ある程度の時間を要するため、対象となる資料の内容や分量によっては、公開までにかかなりの時間を要する場合があります。

私が最後にお話した公開の課題に関しては、本日のテーマである「資料を残し、未来に伝える」こととは、直接的にはあまり関連がないように思われる方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、ただ、アーカイブを運営する立場にある私としましては、本日のテーマである「資料を残し、未来に伝える」ためには、歴史的資料の収集、保存、公開というそれぞれのところがうまく機能してこそ、アーカイブ全体が一連のシステムとしてバランスよく機能することになると考えています。

そのため、皆さんにはちょっと違和感があったかもしれませんが、公開に関してもこういう課題があって、現状よりさらなる前進が必要ではないかと考えている点について、本日は、お話しさせていただきました。

私からの報告は以上です。ご静聴ありがとうございました。

(おのぶち ひろし：日本銀行金融研究所
アーカイブ館長)

東京大学経済学部資料室
開室記念シンポジウム「資料を残す・未来に伝える」

平成22年7月30日
日本銀行金融研究所
アーカイブ：斧渕裕史

日本銀行金融研究所アーカイブの現況と課題

1. 日本銀行金融研究所アーカイブの現況（資料1参照）

- (1) 概要・沿革
- (2) 業務（収集、保存、公開）
- (3) 所蔵資料（文書、帳簿、写真、図面）

2. 日本銀行金融研究所アーカイブの課題

(1) 収集に関する課題

- ・保管期間10年以上の公文は全てアーカイブに移管する扱い
- ・保管期間10年未満の公文の移管を慫慂

(2) 保存に関する課題

- ①劣化が著しい資料の保存対策
- ②電子媒体記録の長期保存対策

(3) 公開に関する課題

- ・個人情報・法人情報等に関わる公開範囲の審査負担が大きい
- 公開事例：広島支店からの被爆報告（資料2参照）

以上

資料 1 日本銀行金融研究所アーカイブの現況

①

日本銀行金融研究所アーカイブの紹介

日本銀行では、創立百周年事業の一環として、1982(昭和57)年10月から歴史的価値を持つ金融史関連文書を公開してきました。その後、日本銀行に関連する歴史的資料の収集、保存、公開を組織的・制度的に実施するため、1999(平成11)年9月に、金融研究所にアーカイブを発足させました。

こうして発足した日本銀行金融研究所アーカイブは、2002(平成14)年10月1日には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び同施行令の規定に基づく総務大臣からの指定を受け、現在に至っています。

コラム **アーカイブとは?**

アーカイブとは、官庁、企業、大学などの組織において、政策・業務の遂行のために作成された文書等を対象に、歴史・文化・学術的な価値を持つものを収集・保存・公開する機能、あるいはそのための施設をいいます。

コラム **アーカイブの起源**

アーカイブの起源は、古くは、ローマ時代の行政文書を保管していた建物(Archivum(アルキウム))に溯り、そこにある文書のみが行政上真正であるとされました(語源的には、"Arch"は「最も重要な、第一の」という意味)。

今日のような近代的なアーカイブの始まりは、18世紀のフランス革命後に設置されたフランス国立中央文書館とされています。


②

日本銀行金融研究所アーカイブの業務

日本銀行金融研究所アーカイブは、日本銀行に関連する歴史的資料の収集、保存、公開に関する業務を行っています。


1 収集

日本銀行が作成した文書は、業務を遂行する現場での保管期間として、1年、3年、5年、10年、30年などの期間が定められています。アーカイブでは毎年、現場での保管期間を終えた文書の中から、歴史・文化・学術的な価値を持つ歴史的資料の収集、整理を行っています。




2 保存

アーカイブでは、書庫内の環境管理を行い、歴史的資料の長期保存に努めています。




書庫内の温度湿度を測定するデータロガー

紙の酸性化により、紙質の劣化が進行している歴史的資料は、マイクロフィルム化しています。




また、補修による原本保護等も行っています。補修の際には、原本を傷めないように、でんぷん糊や和紙を使用しています。



③ 公開

1 目録の作成




アーカイブが所蔵する歴史的資料については目録を作成し、アーカイブの閲覧スペースに備え付けているほか、ホームページでも公開しています。

ホームページで公開している目録
<http://www.jmes.boj.or.jp/archives/index.html#mokuroku>

2 閲覧対応


目録に掲載されている歴史的資料は、閲覧スペースで閲覧に供しています。個人、法人、国の安全等に関する秘密の保持などの理由で公開できない情報を除き、所定の手続きを行っていただければ、誰でも閲覧していただけます。



閲覧スペース

3 インターネットによる情報提供

日本銀行に関連する歴史的資料をより身近にご覧いただけるように、歴史的資料の一部はデジタル画像にしてホームページ上で公開しています。



日本銀行金融研究所アーカイブのホームページ
<http://www.jmes.boj.or.jp/archives/index.html>

